

大阪広域水道企業団公告第 2 号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定により、大阪広域水道企業団四條畷水道事業指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成31年 3 月 1 日

大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	廃止年月日
四條畷 第120号	有限会社関西工業 出羽 秀典	枚方市村野東町75番15号	平成31年 2 月 5 日